

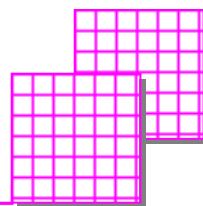


鈴鹿市行政情報化基本計画

概要版

平成17年3月

鈴 鹿 市



目 次

第 I 章	基本計画策定にあたって	1
第 1 節	基本計画の趣旨	1
第 2 節	基本計画の位置付け	1
第 3 節	基本計画の期間	1
第 II 章	情報化の現状と課題	2
第 1 節	国における情報化の現状	2
第 2 節	三重県における情報化の現状	3
第 3 節	鈴鹿市における情報化の現状と課題	3
第 III 章	基本計画	7
第 1 節	行政情報化の基本理念	7
第 2 節	基本計画の目標	7
第 IV 章	情報化の推進にあたって	13
第 1 節	情報システム導入のスケジュール	13
第 2 節	推進体制	14
第 3 節	セキュリティポリシー	14
第 4 節	人材育成	15
第 5 節	ハードウェア、基本ソフトウェアの更新方針	16
第 6 節	システムの更新・構築について	18

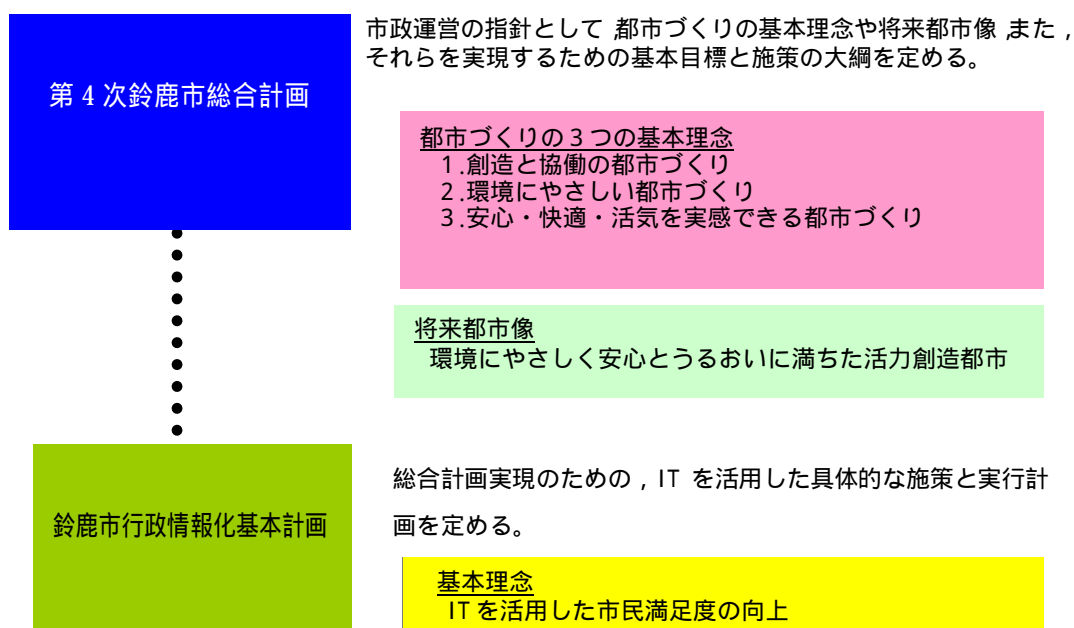
第1章 基本計画策定にあたって

第1節 基本計画の趣旨

インターネットを中心とする IT(情報通信技術)の進歩は、情報流通の費用と時間を劇的に低下させ、密度の高い情報のやり取りを容易にすることにより、人と人との関係、人と組織との関係、人と社会との関係を一変させる可能性をもっています。この IT を行政サービスの提供と行政内部事務に十分活用し、組織間の業務を横断的に結合することにより、情報の共有と活用、スピーディーな情報交換を推進し、新しい次元の行政サービスを実現することを目的として、本計画を策定します。

第2節 基本計画の位置付け

本計画は、「第4次鈴鹿市総合計画」の実現のための、IT を活用した具体的な施策とその実行計画を定めるものです。本計画は、総合計画の計画の推進に掲げた“市民生活に応じた行政サービス”、“情報公開の推進と情報の積極的な提供”、“経費の節減と事務の効率化”、“OA 化の推進”などの実現を目的とします。



第3節 基本計画の期間

本計画の計画期間は、平成17年度から平成19年度までの3ヵ年とします。本計画によって、新庁舎とともに、市民への新しい行政サービスの提供を目指します。

第II章 情報化の現状と課題

第1節 国における情報化の現状

第1項 情報化の取り組み

e-Japan 戦略	平成13年
IT 革命への日本の取り組みが遅れている。 5年以内に日本を世界最先端の IT 国家にする。 IT 基本法・IT 戦略本部・IT 基盤整備	
e-Japan 戦略	平成15年
IT 基盤整備は2年間で達成した。 基盤整備から IT の利活用戦略へ目標を移す。 IT 利活用の先導的7分野	
e-Japan 戦略 加速化パッケージ	平成16年
最先端の IT 国家のための重点施策を明確化する。 利用者の視点を重視し、各府省の連携を強化する。 5分野の重点施策	

第2項 情報化の現状

最新の e-Japan 重点計画 2004 では、平成17年(2005 年)の目標達成を確実にする重点計画と、平成18年(2006 年)以降への布石を打つ重点計画が発表され、5分野の重点政策を示しています。

重点政策 5 分野

- () 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成
- () 人材の育成並びに教育及び学習の振興
- () 電子商取引等の促進
- () 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進
- () 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

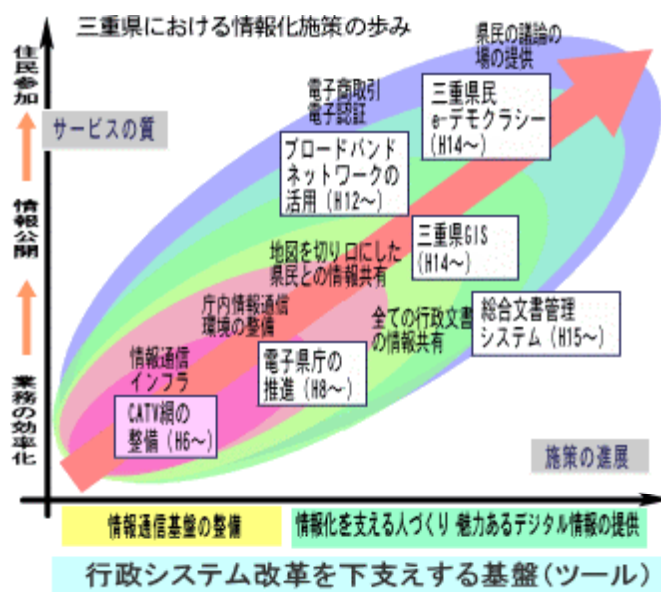
また、電子自治体構築に向けた地方公共団体への支援項目として、次のように列挙しています。

- ・総合行政ネットワーク(LGWAN)の活用
- ・住民基本台帳ネットワークシステムの推進
- ・公的個人認証サービス制度の普及・促進等
- ・地方公共団体が取扱う手続の標準化・簡素化
- ・地方公共団体の業務・システムの標準化・共同化
- ・電子自治体を支える人材育成
- ・地方公共団体による自主的な取り組みへの支援

第2節 三重県における情報化の現状

第1項 三重県における情報化施策の取り組み

三重県では、平成8年に、豊かで潤いのあるネットワーク社会を実現するため、「21世紀三重情報化社会推進プラン」(デジタルコミュニティズへの旅立ち)を策定し、全国に先駆けてケーブルテレビ網を活用した「高速大容量のネットワーク、ブロードバンドネットワーク」の整備などの情報化施策を積極的に進めてきたところです。行政においては、平成14年度末に、県内全市町村をカバーするCATV網の整備が進み、県内情報通信基盤の整備をほぼ完了しました。



第2項 三重県における情報化の現状

三重県では、これまでに整備してきた情報通信基盤を利活用し、県民の皆さんが、日々の暮らしの中で、IT の利便性を実感していただけるようにすることが重要であると考えています。ブロードバンドネットワークを生かして、電子自治体の構築を推進し、県民の皆さんのだれもが、いつでも県に対して意見を発する仕組みづくりなどを進めるとともに、市町村と連携・協働し、より質の高い行政サービスを提供していきたいと考えています。

第3節 鈴鹿市における情報化の現状と課題

第1項 行政情報化の取り組み

本市のコンピュータ処理は、県内市町村の中では比較的早く、大量の計算・作表事務を正確かつ効率的に処理するために、昭和45年に委託形態で始まりました。その後、数多くのシステムの開発と改善を経て、現在に至っています。その歴史は、大きく次の5段階に分けることができます。

第1期 (昭和45年～)	汎用機の利用により、大量反復事務のバッチ処理を中心とした基幹業務から電算処理を委託形態で開始(昭和45年)しました。 この時期の対象業務は、計算処理の給与計算、台帳処理の住民記録に始まり、順次税関係(普通徴収、特別徴収)、国民健康保険税、国民年金、固定資産税、軽自動車税等の業務に拡大しました。
大量事務バッチ処理期	
第2期 (昭和58年～)	住民基本台帳のデータベース化(昭和56年)と住民異動処理のオンライン処理(昭和58年)を開始し、窓口での住民異動届出の即時更新と、住民票・転出証明書等のオンライン発行が可能になりました。 その後、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税、収納消込、国民年金のオンライン処理を開始しました。これらのシステムの稼働によって、住民情報関係の各課の台帳が一元化され、事務の正確性と迅速性が飛躍的に向上しました。
住民情報オンライン処理期	
第3期 (昭和63年～)	住民情報の出張所オンライン化(平成元年)、印鑑、外国人登録のオンライン化(平成2年)、戸籍事務の電算化(平成10年)、税務関係証明窓口の総合化(平成14年)など、ネットワークの構築とオンライン化の拡大で、事務の改善と効率化を行いました。 また、内部事務の効率化のため、財務会計システムの処理(昭和63年)を開始しました。
オンライン処理拡大期	
第4期 (平成9年～)	インターネットへの接続とホームページの開設(平成9年)により、地域全体での行政情報の共有と電子メールによる情報交換を開始しました。 ホームページでは、都市計画図などの地理情報と、市の条例・規則を収録した例規集を平成12年に公開し、平成14年には市政メールモニター(メルモニ)の開始などで情報(コンテンツ)と機能の充実を図り、平成16年の全国広報コンクールでは総務大臣賞を受賞しています。
インターネット時代への対応期	
第5期 (平成12年～)	平成14年に一人一台パソコン体制が整い、すべての職員が各端末から情報の発信・受信・共有ができるようになりました。また、基幹システムの統合と文書管理、GIS、庁内LANの活用によって、ナレッジ・マネジメント(情報の共有)を推進しています。 また、住基ネットワークとLGWAN(総合行政ネットワーク)の活用によって、電子申請などの市民サービス、国及び他の地方公共団体との電子文書交換など、電子自治体の実現に向けて努力しています。 さらに、市民への情報公開・提供を積極的に推進し、確実なセキュリティ対策の元で、行政サービスの向上と市民の行政活動への参画を進めています。
ナレッジマネジメントへの対応期	

第2項 情報化の現状

平成14年から始まった前回の鈴鹿市情報化基本計画では、基本理念を、「IT を活用した、組織間の業務の横断的結合と、情報の共有・活用とスピーディーな情報交換の推進による、新しい次元の行政サービスの実現」とし、「市民の利便性の向上」と「行政運営の効率化」を目標に、情報化の推進を進めてきました。

文書管理

平成14年に、文書管理システムを導入しました。

文書管理システムは、日々作成、入手する文書を、IT(情報通信技術)の活用により、文書のライフサイクル(収受から作成、回議、供覧、承認、決裁、保存、情報公開を経て廃棄に至るまで)全体を電子化するものです。文書管理システムの導入によって、文書のペーパーレス化、事務処理の迅速化・効率化、情報共有・情報活用を進めるとともに、市民への情報公開、情報提供を積極的に推進し、市民と情報を共有することで行政サービスの向上、市民の行政活動への参画の拡大を図っています。

GIS(地理情報システム)

平成14年に、庁内用Web GIS(地理情報システム)を導入しました。

庁内用Web GISにより、行政情報ネットワーク(庁内LAN)を使って、市職員全員が地図の閲覧と登録ができるようになりました。平成18年度を目標に、既存の業務専用GISは庁内用Web GISへ統合し、各所属からの地図への情報登録によって、同一の空間データ上での情報共有を進めます。

住基ネットワークの利用

平成16年から、住民基本台帳カードを利用した公的個人認証サービスが始まりました。

さまざまな行政手続きの申請・届出が、これまでの窓口手続きに加えて、自宅などのパソコンからインターネットを使ってできるようになりつつあります。この際、他人が本人に成り代わって偽の申請を行ったり、通信途中で文書を書き換えたりするなどの危険を防ぐ必要があります。

公的個人認証サービスは、電子証明書の交付により「なりすまし申請」や「改ざん」を防ぐ機能を提供するものです。

LGWAN(総合行政ネットワーク)

平成15年に、LGWAN(総合行政ネットワーク)との接続を行いました。

LGWANは、地方公共団体を相互に接続するとともに、国のネットワークである霞が関WANとも接続する広域的でセキュリティの高い行政専用のネットワークです。今後はLGWANを利用して、国及び地方公共団体との行政文書の電子的な交換と、LGWAN上の電子申請・届出サービスによって、市民・法人がインターネット経由で申請・届出ができるサービスを実現する予定です。

セキュリティポリシー

平成16年に、鈴鹿市情報セキュリティポリシーを策定しました。

鈴鹿市情報セキュリティポリシーは、個人情報や情報システムなどの市の情報資産を、さまざまな脅威から守るためのセキュリティ対策を、総合的、体系的にまとめたものです。

情報化社会では、不正アクセス、データの漏洩・改ざんや災害時のシステム障害等により、市民の暮らしをはじめとする社会生活に大きな影響を及ぼすことが想定されます。情報資産を守るため、鈴鹿市情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進します。

情報公開

平成14年から、電子メールでの情報公開請求の受付を始めました。

今後は、ホームページの市政情報等の項目・内容を拡充するとともに、市が保存する公文書を体系的に整理し、だれもがインターネットを通じて、電子化された公文書を直接検索し閲覧できる環境を整備し、積極的な情報提供を推進します。

職員の認証

平成15年に、行政情報ネットワーク(庁内LAN)で、指紋認証による職員個人レベルでの本人認証を開始しました。

従来は、ユーザIDとパスワードによる本人認証を行っていましたが、セキュリティ強化の取り組みとして、生体認証である指紋認証に切り替えました。指紋認証とシングルサインオンによって、職員の所属、役職等に応じた各種情報システムのアクセス権限を一元的に安全確実に管理できるようになりました。

第3項 情報化への課題

本市の情報化は、“(1)行政情報化の取り組み”で述べたとおり、業務単位に汎用機による電算化によって進展してきました。しかし、電子政府、電子自治体が目標とする“IT(情報通信技術)を活用した各種行政サービスの電子化による市民サービスの高度化と効率的な行政”を実現するためには、これまでの手法による情報化では限界が出てきています。

現状システムにおける課題としては、次のようなものがあります。

部門単位での業務の情報化による課題

- 部門単位で独自に業務システムを構築してきたため、同じ情報を別の部門の業務システムに再入力するなど、市の業務全体で見れば、入力作業の重複、再入力によるデータの不整合など非効率的な部分があります。
- 部門に依存した縦割りの情報管理のため、他部門の情報の再利用がしにくくなっています。このため、部門間の情報交換は電子化が遅れていて、部門をまたがる業務は効率性において課題があります。
- 業務システム毎に専用端末と専用ネットワークを用意しているため、ハードウェアが重複し非効率となっています。
- システム運用管理がシステム毎に行われているため、システム運用管理の費用負担が大きくなっています。

現状業務の流れを維持した情報化による課題

- 業務改革の視点が欠如したまま、現状業務の流れを維持して情報化を行ったため、業務フローの最適化のための見直しが必要です。
- 現状業務に合わせカスタムメイドでシステムを開発しているため、業務パッケージソフトウェアを利用したシステム導入に比べ、コスト高になっています。

最新のIT(情報通信技術)との親和性の課題

- 汎用機と専用端末によるクローズされたシステムのため、電子政府でうたわれているIT(情報通信技術)を利用したオープンシステムの思想と違いがあり、電子申請、電子入札などインタ

ネットを活用したシステムとの接続性、親和性、システム間連携において課題があります。

- インターネットを活用したシステムに対応するためのシステム改造費は、割高になります。

システム標準化と共同化への課題

- 現状業務の流れを維持し、カスタムメイドでシステムを開発してきたため、職員間に電算システムは業務に合わせるべきという固定観念が強く、システムの標準化・共同化の障害になっています。
- 国が施策として重複投資を防ぐための共同化を推奨しているところから、最初の試みとして、電子申請についての共同化の準備が進んでいますが、実現にあたっては、コスト面、各自治体間の調整等の困難な部分が多くあり、十分な検討が必要です。

第III章 基本計画

第1節 行政情報化の基本理念

行政情報化は市民と行政がコミュニケーションを深めながら、参加と協働の過程を通じて、共同でつくりあげることが必要です。市民が何に困り何を望んでいるのか、市民の視点をより重視し、市民をお客様と考えることは行政サービスの向上に結びつくだけでなく、業務改善の起点にもなるものです。

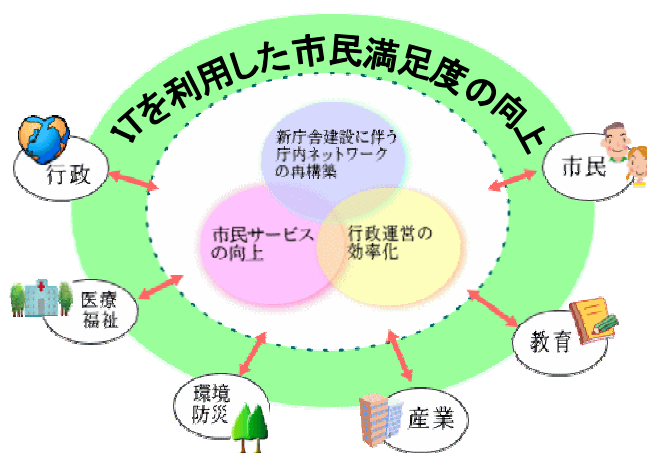
以上のことから情報化推進計画の基本理念を以下のように掲げます。

基本理念 「ITを活用した市民満足度の向上」

第2節 基本計画の目標

行政情報化の基本理念とした「ITを活用した市民満足度の向上」は、市民サービスの向上と行政運営の効率化によって達成されることから、基本計画の目標を、「ITを活用した市民サービスの向上」と「行政運営の効率化」とします。

また、今回の情報化基本計画の大きな柱は、新庁舎建設であることから、「市民サービスの向上」と「行政運営の効率化」を実現するため、「新庁舎建設に伴う庁内ネットワークの再構築」を目標に加えます。ITを活用して行政事務そのものを電子化するだけでなく、その過程で既存の事務を抜本的に見直し、行政コストの節減を図りながら、行政サービスの質的な向上を、新庁舎建設に伴う新しいネットワーク基盤で実現します。



第1項 市民サービスの向上

市民本位のサービス提供

市民本位のサービスを提供するため、市民のニーズや要望を十分調査研究し、市民に役立つ新しいサービスの提供を考えます。また、提供しているサービスが適正かどうか、サービス開始後も、市民の利用状況や意見を聞いてサービスの改善に努めます。

先進的な新しい分野の情報化では、市民のニーズを把握しない、ざんしんではあるものの一方的なお仕着せのサービスが提唱されることが多いため、本当に市民のためのサービスになるのかどうか、導入前に十分な見極めが必要です。

総合窓口と電子窓口の設置

市と市民の接点である窓口業務を庁舎内の総合窓口とインターネット経由の電子的総合窓口の2本立てとし、いつでもどこでも、1つの窓口で手続きをすることができる行政サービスの提供形態を実現します。

ア. 庁舎内窓口の総合窓口化

新庁舎建設に合わせて、1つの窓口で複数の手続きが行える総合窓口を実現します。

イ. 電子的総合窓口の開設

市ホームページの役割を電子的な総合窓口と位置付け、インターネットを通して、いつでも家庭から、各種の窓口対応業務が行える電子総合窓口を実現します。

電子申請・届出、入札の実施

インターネットを通して、市民・事業者がいつでも、どこからでも申請・届出が行える電子申請・届出サービスを実現し、市民・事業者への行政サービス向上を図ります。

また、電子的な入札ができる仕組みを整備し、事業者負担の軽減、公平性の向上を図ります。

全公文書の公開

市が保存する公文書を体系的に整理し、電子化された公文書をインターネットを通じて直接検索し閲覧できる環境を整備します。原則としてすべての電子化された公文書を公開し、ガラス張りの市政、市民に信頼される市政をめざします。

市民の情報リテラシーの向上

市民だれもが情報通信社会の恩恵を受けられるように、市民の情報リテラシー(知識と利用能力)の向上を目指します。すべての市民がいつでも必要なサービスを利用できるように、利用環境の整備に努めます。

第2項 行政運営の効率化

業務手順の改革

業務の電子化と合わせて、決裁業務など事務の流れを見直し、高度に合理化された業務フローを実現します。

各種情報システムの導入にあたっては、適用対象となる業務に係る手順の見直しに加え、全庁レベルでの情報の共有化、意思決定過程の簡素・迅速化、組織の見直し等徹底した改革に取り組み、業務の最適化を図ります。

情報共有による迅速な意志決定

ITを活用した行政のネットワーク化により、組織を横断して情報の共有を行うことで、必要な知識と情報に基づいて、的確な行政判断と意思決定が迅速にできるようになります。

環境への配慮

文書管理システムにより、文書のライフサイクル(収受から作成、保存、保管まで)全体を電子化し、紙文書を減らして、ペーパーレス化を推進します。

また、情報機器を情報システム担当部署で一括管理し、機器の有効利用を図るとともに、紙出力の利用状況を集中管理することで、紙資源の節約に取り組みます。

セキュリティ対策

セキュリティポリシーの適用範囲を拡大し、電子情報だけでなく紙媒体の情報もポリシーの対象として、情報資産を総合的に守ります。また、具体的なセキュリティ対策を定める実施手順を、すべての部署で策定します。

情報システムへの侵入、データ改ざん、システムの利用妨害といった脅威に対して、個人情報保護・情報保護という観点から十分な技術的対策と運用対策を行います。十分なセキュリティの技術対策と運用対策によって、庁内情報システムを悪意のデータ改ざん・侵入・利用妨害から守ります。

個人情報の保護

個人情報には高度なセキュリティ対策を行うとともに、個人情報へのアクセスについては履歴を管理する機能を保持します。個人情報に特別に配慮することによって、各業務システムを同一ネットワークに接続する場合に発生する不正利用の危険性に対して、システム側で十分な対策を講じます。

第3項 新庁舎建設に伴う庁内ネットワークの再構築

庁内行政情報基盤の再構築

庁内行政情報基盤を再構築し、庁内の情報ネットワークは、行政情報基盤である行政情報ネットワーク(庁内LAN)に統合します。

部門単位の専用端末、専用ネットワークの弊害をなくし、情報の共有と円滑な流通を図り、業務の効率化と安全性を確保するため、各業務システムは行政情報基盤である行政情報ネットワーク上で運用します。

さらに、各業務システムにおいて共通的な機能を庁内情報システム基盤として構築し、各業務システムの有機的連携、職員情報などの管理データの共通化、システムメンテナンスの共通化などを実現します。これにより、効率的な業務連携と重複投資の削減を実現します。

庁内情報基盤の行政情報ネットワークでは、次のような技術と方針で運用を行います。

■ オープン技術によるシステム構築

以下のメリットにより、一般的なWebブラウザソフトで操作可能なWeb技術を利用します。

- 各職員のパソコンへのソフトウェアインストール、設定が不要
- システムのバージョンアップがサーバだけの作業となるため、作業が容易。
- データ管理がサーバで集中的に行え、情報セキュリティが向上。

ただし、使用職員数が少ないシステムや特殊な操作性が必要なシステムなどWeb技術の適用が適切ではないシステムに関しては、Web技術の適用に関して別途判断するものとします。

また、その他のオープン技術についても活用を検討していきます。

■ 標準的なハードウェア、パッケージ

各業務システムは、できるだけ標準的なハードウェアとパッケージソフトウェアで構築します。標準的なハードウェアやパッケージソフトウェアを採用することで開発期間の短縮とコスト削減を図ります。

また、パッケージソフトウェアはカスタマイズを最小限とし、パッケージソフトウェアに業務手順を合わせることを優先して検討します。

■ ハードウェア・ソフトウェアプラットフォームの共通化

ハードウェア、基本ソフトウェア(OS、データベースソフト、ビジネスソフト)などの共通化を行います。これにより、サーバハードウェアの共用化による情報化投資の効率化、システム運用保守費の低減、システム間連携などを実現します。

■ システム間のデータ連携

庁内情報システムとLGWAN(総合行政ネットワーク)やインターネット等の庁外ネットワークをタイムリーにデータ連携させ、既存の情報システムも含めたシステム間の連携を強化します。システム間のデータ連携による情報の共有化によって、重複したデータ管理の防止と、情報の共有化により、情報資産の有効活用を促進します。

■ 費用対効果を考慮

費用対効果を考慮し、業務の効率化と市民サービス向上につながる業務システムから優先的に導入します。

■ 情報通信の一括管理

情報通信のネットワーク、機器、システムは、情報システム部門で一括して管理します。

情報通信ネットワークは、情報系の行政情報ネットワーク(庁内LAN)と音声系の内線電話網に分かれていましたが、新庁舎ではIP電話の導入によって、内線電話網を情報システム部門が管理する行政情報ネットワークに統合します。出先機関の電話網も、順次IP電話に変更することで、行政情報ネットワークに吸収します。

パソコン、プリンタなどの情報機器は、情報システム部門で一元管理し、必要な所属へ貸与する方式に順次変更します。

情報システムは、システムの契約から保守まで、情報システム部門で一元管理することを目標に、当面は担当所属と協力しながら情報システム部門からの技術的支援を進めます。

情報システム部門で情報通信を一括管理することによって、コストの削減と安全性の確保を図ります。

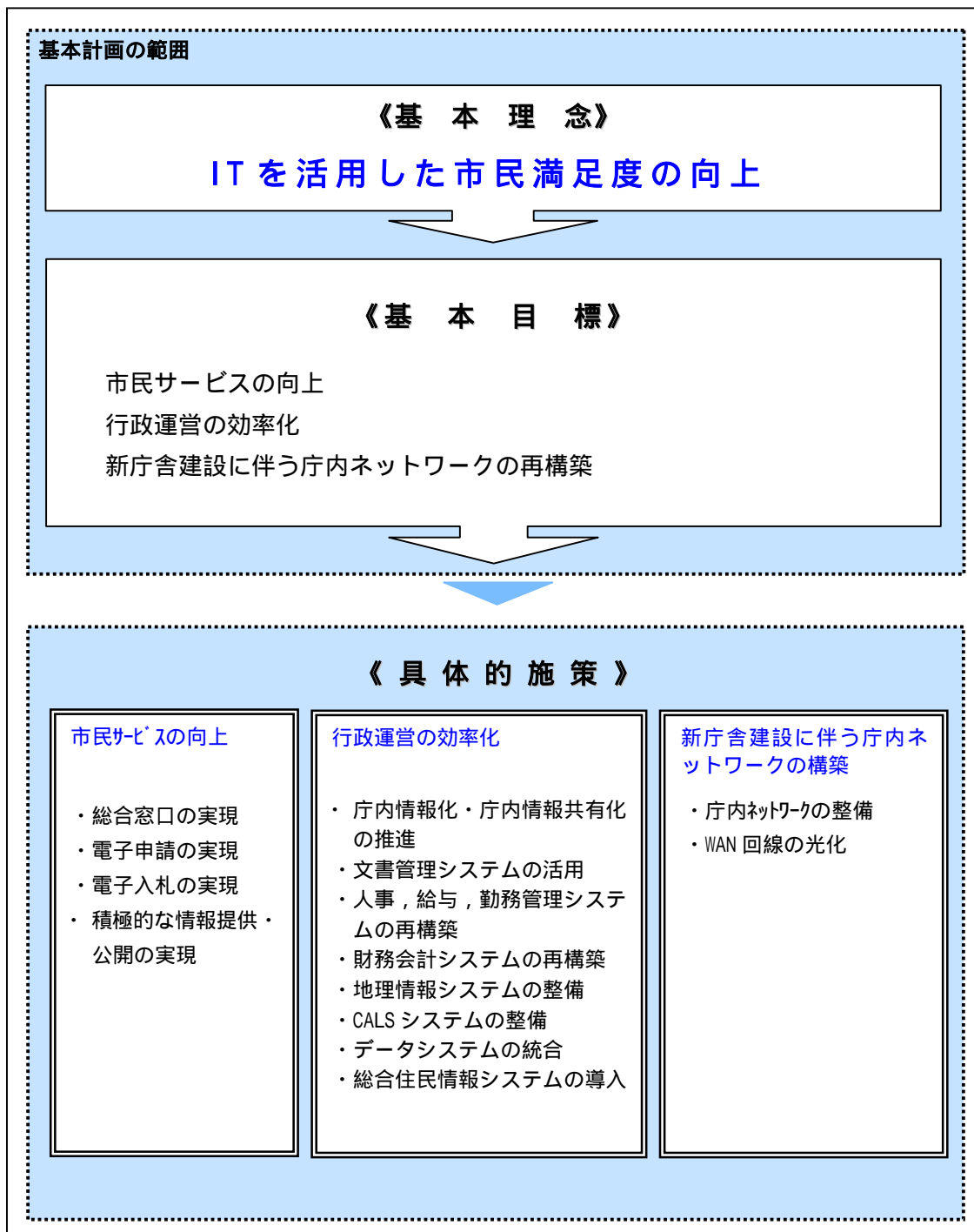
■ 旧式の情報システムの更新

旧式の情報システム(レガシーシステム)の更新を進め、大幅なコスト削減を図ります。

情報システムの更新では、汎用機を使いません。旧式システムの更新では、4割以上のコスト削減を目標とします。削減した費用の一部は、全体の行政情報基盤である行政情報ネットワークの更新と信頼性向上に充てることとします。

WAN回線の光化

行政ネットで出先機関を結ぶ現用のケーブルテレビの同軸回線によるネットワーク接続を、光ケーブルによる接続に変更し、行政ネットWAN回線の高速化、高信頼化を図ります。



第IV章 情報化の推進にあたって

第1節 情報システム導入のスケジュール

平成17年度に新庁舎での業務を開始するため、基盤となる庁内ネットワークの再構築・整備を行います。安全性を十分に考慮し、より効率的で最適なシステム構築をめざします。市民サービスのシステムは、平成18年度に電子的総合窓口の構築を開始し、電子申請などそこから利用できる行政サービスを順次、拡大していきます。

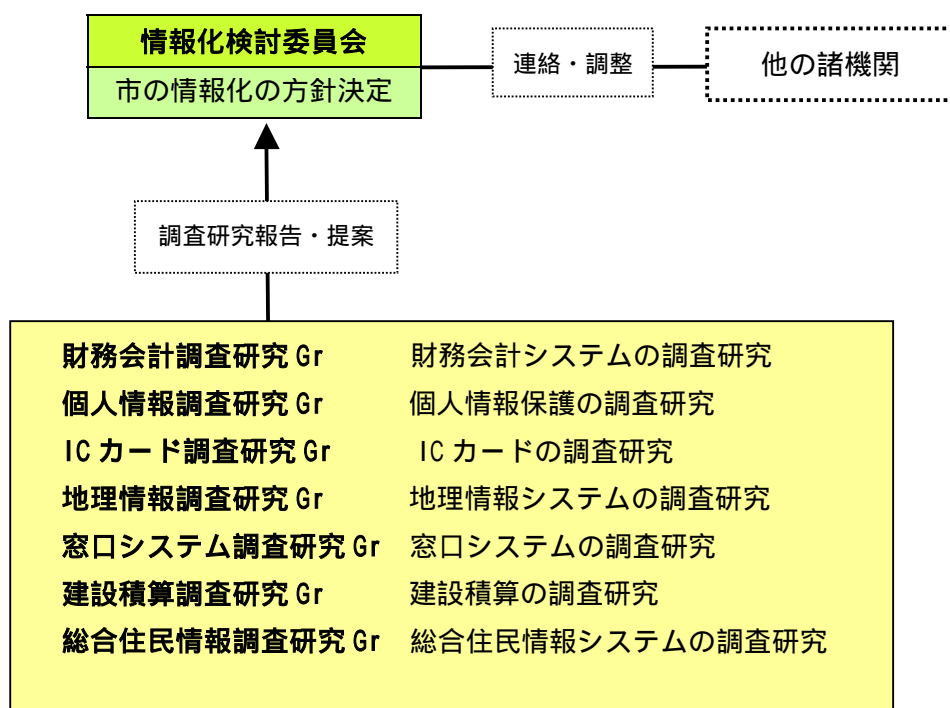
	施策項目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
市民サービスの向上	1 総合窓口		1次導入・運用	2,3次導入・運用		
	2 電子的総合窓口			導入・運用		
	3 電子入札				導入・運用	
	4 情報公開	1次導入・運用		2次導入・運用		
行政運営の効率化	1 庁内情報化・庁内情報共有化			サーバー機器更新	末端機器更新	
	2 文書管理	電子決裁一部導入		本格導入・運用		
	3 人事・給与・勤務管理			本格導入・運用		
	4 財務会計			導入・運用		
	5 地理情報	1次導入		2次導入・運用		
	6 CALS				導入・運用	
	7 データシステムの統合				導入・運用	
	8 総合住民情報				導入・運用	
庁内ネットワーク	1 庁内ネットワーク	設計		順次構築・導入・運用		
	2 小規模施設光化			順次構築・導入・運用		

第2節 推進体制

本計画は、各主管課及び電算業務担当課の所属長で構成する「情報化検討委員会」が主体となって推進します。

情報化検討委員会は、情報化計画の策定をはじめ市内LANの構築、運用や各種システムの検討を行い、情報化についての方針の最終決定を行います。情報化の推進にあたり、人員増減等の管轄外の問題が関連する場合には、政策幹部会議等の諸機関と連絡・調整を情報化検討委員会が行います。

また、情報化推進の実務にあたっては、情報化検討委員会の内部に専門分野ごとの調査研究グループを設置して、各専門分野でのシステム等の調査研究を推進します。



第3節 セキュリティポリシー

総務省の情報セキュリティポリシーのガイドライン(情報セキュリティポリシーに関するガイドライン:総務省発行)に沿って、三重県北勢広域電子自治体研究会で共同作成した「北勢共同ポリシー」を基本に、「鈴鹿市情報セキュリティポリシー」を平成16年4月に策定しました。

情報セキュリティポリシーとは、鈴鹿市の情報資産をどのような脅威からなぜ保護しなければならないかを明確にした情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針です。

第1項 目的

「鈴鹿市情報セキュリティポリシー」は、盗難や不正アクセス等の様々な脅威から、市民の個人情報や行政運営情報等重要な情報資産を適性に保護し、情報資産の機密性・完全性・可用性を維持し、「鈴鹿市情報セキュリティポリシー」に定める統一的な情報セキュリティ対策を実施することで情報資産の管理を徹底し、市民からの信頼の維持向上に努めることを目的とします。

第2項 適用範囲

「鈴鹿市情報セキュリティポリシー」の適用範囲は、鈴鹿市の行政サービスとし、適用組織と適用資産は次のように定めています。

- 適用組織
市長部局, 水道局, 教育委員会事務局, 議会事務局, 監査委員, 選挙管理委員会, 農業委員会, 固定資産評議審査委員会, 公平委員会
- 適用資産
鈴鹿市の行政サービスにおいて取り扱う個人情報, 非公開情報, 重要な情報, ファシリティ及び職員

第3項 今後の予定

平成16年4月策定の「鈴鹿市情報セキュリティポリシー」では、総務省のガイドラインに沿って、電子情報だけを適用資産としていましたが、平成16年度中に紙、電子を問わずすべての情報を適用資産とするようにセキュリティポリシーの改正を行います。紙文書も電子文書もすべて適用資産とすることで、統一的で徹底的な情報資産の管理が行えます。

また、「鈴鹿市情報セキュリティポリシー」の情報セキュリティ対策基準に基づいて、個々用途や情報システムに対して具体的な対策を定める情報セキュリティ実施手順を、各所属単位で早急に作成します。

第4節 人材育成

情報化の推進のためには、ハードウェアやソフトウェアを導入するだけでなく、それらを有効に活用でき、更に発展させることのできる人材が必要です。これには、情報通信ネットワークを活用し、行政サービスを受ける側の市民と行政サービスを提供する側の本市職員という両者の情報リテラシーの向上が必要です。電子市役所が真の行政サービスの向上、業務の効率化につながるように、市民及び本市職員の情報リテラシー向上と、これらを支える人材の育成に取り組みます。

第1項 市民に対する取り組み

行政からではなく、市民から市民に対する取り組みとして、NPOが実施するIT講習やIT相談窓口等のIT推進活動があります。これらの活動に対して、機器の無料貸与や市報による周知等の協力をを行い、NPOと協働で市民の情報リテラシーの向上に取り組みます。

また、公民館などの公共施設で、地域の IT 講習を継続的に行っていきます。市民の方々がパソコン、インターネットなどの情報通信機器に慣れ親しむ場を提供するとともに、生涯学習として、情報について学習する機会を充実させ、市民全体の情報リテラシーの向上を図ります。

第2項 本市職員に対する取り組み

市職員の情報リテラシーを向上させるために、行政情報ネットワークの新規利用者には、初心者向けに基本操作の講習を行います。更に事務処理能力やプレゼンテーション能力を高めるために、希望者には人事研修部門で高度な情報化研修を実施します。

また、e-ラーニング等を利用して、個人情報保護・セキュリティポリシーに対する研修を実施することにより、身近に潜むリスクに対する意識を高め、より安全な業務運用を目指します。

第5節 ハードウェア、基本ソフトウェアの更新方針

第1項 ハードウェアの更新方針

職員用パソコンの更新

行政情報ネットワーク用の職員1人1台パソコンは、原則として5年間は更新せずに使用します。次回の更新は平成20年1月とし、行政情報ネットワークに接続した全端末を一括して更新します。

各業務システムサーバの更新

サーバの更新は、5年間は原則的には行いません。負荷の増加等により、性能アップが必要な場合は、サーバを廃棄せずに他の用途に転用し、資産を有効に活用します。

第2項 ハードウェアの一括管理

パソコンの一括管理

コスト削減と安全対策のため、行政情報ネットワーク(庁内LAN)用パソコンだけでなく、その他のすべてのパソコンについても、一括管理を行います。特殊用途のパソコンを除いて、パソコンはすべて情報担当部門で購入し、各利用所属に貸与する方法に変更します。これにより、管理の行き届いていないパソコンを減らし、情報漏洩等のリスクを削減し、パソコンの有効活用を図ります。

また、現在各所属で管理しているパソコンは、各所属で不要となった場合は、適正な状態にした上で、希望部署へ再配布して最後まで有効に利用します。

パソコンの適正廃棄

能力不足や故障等で、使用に適さなくなったパソコンについては、ハードディスクの完全な消去を行った上で、産業廃棄物として適正に処理します。

プリンタの一括管理

各所属で独自にプリンタを購入する方法から、全庁一括で複合機等を契約する方法に変更します。全庁一括契約と印刷枚数の正確な把握により、印刷コストの大幅な削減を図ります。

第3項 基本ソフトウェアの更新方針

基本ソフトウェアのバージョンアップ

現在使用している基本ソフトのバージョンアップを職員用パソコンの更新に合わせて、平成20年1月に行います。基本ソフトウェアとしては、次のものを予定しています。

OS(オペレーティングシステム)	WindowsXP professional
サーバOS(オペレーティングシステム)	Windows Server2003
データベースソフト	Microsoft SQLServer2000 Oracle Database
ビジネスソフト	Microsoft Office2003

職員用パソコンの基本ソフトウェアの更新

更新後、5年間は同一基本ソフトウェアを使用します。基本ソフトウェアだけの更新は、全パソコンへのインストールの費用、インストール時の動作不良など経費の増加が予想されますので、原則としては実施しません。

業務システムサーバの基本ソフトウェアの更新

基本ソフトウェアの統合化により、システムの導入経費、運用コストの低減を図ります。導入コスト、運用経費の面においてコストメリットのあるサーバOS、データベースシステムを採用し、今後、既設システムの再構築、新規導入システムにおいては、同一基本ソフトウェアで業務システムを統一して行きます。

第6節 システムの更新・構築について

現在、各課の個別システムを更新・構築するにあたっては、各課独自で調査を行い、委託業務の契約を行っています。この方法は、小回りの効く反面、専門的な知識の不足や情報の不足により、ベンダーの言いなりとなってしまう、コストの上昇や安全性の低下の原因となることがあります。

情報システムの更新・構築にあたっては、電算委託料に関する契約を、情報担当部門で一括して行っていくことを検討します。

情報担当部門での電算委託の一括管理により、本市全体の電算委託料の40%以上削減を目指します。また、削減した電算委託料の一部を再投資して、IT を利用した市民サービスの向上を図る新規事業や全体の行政情報基盤である行政情報ネットワークの更新と信頼性向上を実施します。